

| | |
|---|----------------------|
| 商品名等 (電気用品名等) | USB端子付Bluetoothスピーカー |
| <p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、スマートフォン等からBluetoothを通して送信される音楽データを出力するスピーカーであり、DC5Vを出力するUSB端子を有している。また、光デジタル端子(optical)、AUX端子等も有しており、有線用としての機能もある。</p> <p>主に、Bluetoothスピーカーとして使用されるが、付加機能として、同時にスマートフォン等の外部携帯機器の充電用としてUSB端子から給電することができる。</p> <p>なお、USB端子は、パソコン等との通信機能は有しておらず、充電目的のDC5V出力のみを有している。</p> <p>○構造、仕様、意匠 入力電圧：AC100-240V、入力周波数：50-60Hz 消費電力：150W USB端子の出力電圧：DC5V、USB端子の最大出力電流：3A 外形寸法：(幅)410mm×(高さ)237mm×(奥行)256mm 重さ：11kg</p> <p>○主な使用者、販売先 使用者：一般消費者 販売先：ライフスタイルショップ、インテリアショップ等</p> | |
| <p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品のうち、交流用電気機械器具の「直流電源装置」、及び特定電気用品以外の電気用品のうち、電子応用機械器具の「その他の音響機器」の2品目の複合品として取り扱う。</p> <p>(理由) 各機能はそれぞれに使用可能であり、「1の電源スイッチを共用する」ものではない。「電気用品の範囲等の解釈について」I-1イ項参照。</p> <p>USB端子からのDC5V出力による外部携帯機器への充電用であることから、「直流電源装置」として、また、有線若しくは無線で接続された外部機器からの音声信号によって動作するものであることから、「その他の音響機器」として、それぞれ対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p> | |